

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011  
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディー1-27:「不当な生命(ロングフル・ライフ、wrongful life)」  
という主張

翻訳 藤井 可

Aは、結婚前に遺伝カウンセラーに相談をした。彼女は、彼女の未来の子孫たちが、特に彼女の家系に伝わっているハンター症候群という遺伝性症候群を発症するリスクを持っているかどうかを知りたがっていた。この疾患は主として男性に発症するので、もし彼女の子孫が発症の危険にさらされていることがわかったら、彼女は男の子を生まなつもりであった。

検査時の、あるいは結果の解釈に過失があったため、遺伝カウンセラーはAの子孫がその病気に悩まされるリスクはないと判断した。カウンセラーの意見に基づきAは妊娠し、ハンター症候群の男児を出産した。疾患は彼の身体と精神の発達に重篤なダメージを与えた。

特記すべきことは、Aの息子にはただ二つの可能性しかなかったということである。すなわち、この疾患を持って生まれるか、生まれなにかである。これ以外の、この遺伝性疾患を持たずに生まれることを可能にするような、医学的選択肢は彼には存在しない。

まったく存在しない(死とは区別される)という状況は、生きているよりもよいこととしてみなされるべきなのか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

YES 稀ではあるが、ある人にとっては重篤な生涯を持って生きることよりも、生まれないうちでいることのほうが良いだろうと判断されることが可能なケースもあり得るだろう。

NO 障害とともに生きることを、まったく命を持たないことと比較することは決してできない。全ての人間は生きる権利を持っており、生きない権利は持っていない。存在しないことが障害とともに生きることよりも好ましいという状況は決してあり得ない。

## 本ケースについてのノート

### 判決

このケースは国の最高裁判所で審議され、とりわけ、存在しないことが障害とともに生きることよりも好ましいと決定され得るかどうかという問いについて議論された。

判事の一人は、このケースでの問題は次の仮説を軸に展開していると述べた。:

この子どもの権利の認識のためには、存在しないことは障害とともに生きることよりも良いと結論することにより、カウンセラーの過失後の子どもの状態と、カウンセラーに全く過失がなかった場合の、つまり出生以前の子どもの状態とを比較することを必要とする。そのような比較は、決して解決することができない哲学的・道徳的問題を喚起するため、不可能である。

裁判所は生命があることと生命がないことを比較することはできなかった。たとえ、障害とともにある生命よりも生命がないことを選ぶ未成年者が主張したとしても、裁判所は子どもの権利のためにこの主張を聞き入れることはできない。子どもの権利は、生存のための権利であり、生存しないための権利ではないからである。したがって、まったく存在しないことの価値と、障害とともに生きることの価値を比較する必要はない。

遺伝カウンセラーによってよってもたらされた損害は、障害とともに生きるというものであった。この損害は、生命をもたらしたり阻んだりすることに言及するような類のものではない。それゆえ、「不当な生命（ロングフル・ライフ）」という表現は不適當で欺瞞に満ちたものである。この主張は生命に反対するものではないし、そのもう一つの代替案も生命がないことではない。この主張は障害とともにある生命に反対するものであり、その唯一の代替案は障害のない生命である。遺伝カウンセラーは障害とともにある生命を引き起こしたという点において過失があり、この損害の責を負うべきである。

### ディスカッション 「不当な生命」という主張

すべての人は尊厳とともに生きる権利を有している。『生命倫理と人権に関する世界宣言』の第3条1項に定められているように、この権利は、根源的で各々の人間に固有な権利である。

人間の尊厳と人権、基本的自由は全面的に尊重されなければならない。

医学的処置とは無関係に遺伝的肢体不自由を伴った子どもが生まれる状況もある。これを不可抗力と表現する人もいるだろうし、運命と呼ぶ人もいるだろうが、その障害が医療スタッフや他の誰かの行為や不作為によって生じたものでないことは明らかである。しかしながら、もし、医師によって発見されるべきこの障害が妊娠中に見つけられなかったならば、その子どもは医師を訴えるかもしれない。

これらのケースにおいて、障害は、苦しめられている人が、彼らの肢体不自由とともに生きることよりも、むしろ、存在しない方が好ましかったであろうと主張するほどに、非常に深刻になり得る。

この主張は複雑な哲学的・法的ジレンマを惹起する。患者によるそのような主張は、極度の機能不全と苦悩に悩まされている場合には、現在認められている。われわれは、これを、患者が侵襲的治療を止めて、尊厳を持って生を終わらせる選択をする状況と似ているものとして理解することができる。同様にわれわれは、彼らの障害とともに生まれてしまったことよりも、生まれてこなかったことの方がむしろましだと主張する人を尊重すべきである。その一方で、そのような主張を受け入れることは一つの曖昧な問題をもたらす。もし生まれていなければ、この人間（子ども）は医療スタッフを訴えることができないからである。彼が訴えるための唯一の可能性は、ともかく彼が生まれたという事実に依拠するのである。したがって、もし彼がその主張通りに生まれていなかったならば、彼は「人間」ではないのだから、訴えることはできないだろう。訴えることによって、彼は自分が腰かけている枝を切り落とすことになる。そしてそれゆえ、われわれはそのような主張を受け入れることはできない。

もう一つ、SOL（人間の生命の神聖性）の問題がある。人間は生まれることを選択する能力を持っているか？それは神の意志であるため、あるいは、物理的に生まれるまで人は欲求を持つことがないため、人間は生まれるか否かを選ぶ権利を持たないと論じる人は、「不当な生命」という概念を受け入れることができない。生まれるか否かの判断はすべての人間の権利であると論じる人は、それは、この世に生まれ来るか否かを決定する彼の自律に固有な一部であるのだから、そのような主張を受け入れるだろう。

これらのケースにおけるもっとも深刻な倫理的問題は、その子どもへの害悪を評価しなければならないことである。一方で、その子どもは障害に苦しんでいる。他方で、その子どもには、障害を持たないで生まれるか、まったく生まれないでいるかという選択肢はなかった。われわれは彼と健康な子どもを比較することはできない。しかしむしろ、彼と「子どもではない」存在とを比較すべきである。だから、その損害はあまりに複雑すぎて評価できない。